

北海道告示第 11638 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、市町村から聴取した意見の概要は次のとおりである。

令和6年12月3日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ジョイフルタウン釧路
釧路市鳥取南4丁目1番83
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ジョイフルエーカー 代表取締役 木村 勇介
札幌市東区北6条東4丁目1番地7
- 3 市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 事業活動で発生したごみは事業者の排出責任のもと、一般廃棄物と産業廃棄物の区別、分別を徹底し、排出抑制とリサイクルに努めること。
 - (2) 一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、廃棄物処理業の許可の有無、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認して委託すること。
なお、産業廃棄物については、釧路市及び釧路広域連合が運営する施設では処理できないので注意すること。
 - (3) 当該店舗が立地する土地の所有者である日本製紙株式会社と当市は公害防止協定を締結しており、当該協定書の細目書第7条において、事業所から発生する騒音の基準を規定していることから、周辺地域の静穏の確保のために当該店舗から発生する騒音についても基準値が遵守されるよう努めていただきたい。
- 4 意見の縦覧
 - (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課
 - (2) 縦覧期間
令和6年12月3日（火）から令和7年1月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
 - (3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで